

厚生労働省発基労第 0227002 号

労働政策審議会
会長 菅野 和夫 殿

別紙「労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成18年2月27日

厚生労働大臣 川崎 二郎

労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

一 常時介護に係る介護補償給付及び介護給付について、介護に要する費用として支出した費用がその額を超えるときに支給する額を、月額十万四千五百九十円（現行十万四千九百七十円）に、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合等であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるときに支給する額を、月額五万六千七百十円（現行五万六千九百五十円）に改めるものとする。

二 随時介護に係る介護補償給付及び介護給付について、介護に要する費用として支出した費用がその額を超えるときに支給する限度額を、月額五万二千三百円（現行五万二千四百九十円）に、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合等であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるときに支給する額を、月額二万八千三百六十円（現行二万八千四百八十円）に改めるものとする。

第二 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部改正

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労災保険の療養補償給付を受けている者であつて常時介護を必要とするものに支給する介護料の額を、介護の程度に応じて月額五万六千七百十円、四万二千五百三十円又は二万八千三百六十円（現行五万六千九百五十円、四万二千七百十円又は二万八千四百八十円）に、介護に要する費用として支出した費用がこれを超えるときに支給する限度額を、介護の程度に応じて月額十万四千五百九十円、七万八千四百四十円又は五万二千三百円（現行十万四千九百七十円、七万八千七百三十円又は五万二千四百九十円）に改めるものとする。

第三 施行期日等

- 一 この省令は、平成十八年四月一日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めるものとする。

労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案について

平成 18 年 2 月
労働基準局労災管理課

1 趣 旨

労働災害により介護を要する状態となった労働者については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定に基づき、介護に要した費用を介護補償給付として支給しているところである。今般、他制度の介護手当との均衡等を考慮して当該給付額に係る最低保障額及び最高限度額の見直しを行うものである。

また、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 92 号。）に基づき支給する介護料においても上記と同様の見直しを行うものである。

2 改正の内容

(1) 労働者災害補償保険法に基づく介護補償給付及び介護給付の最高限度額及び親族介護時の最低保障額について以下のとおり変更すること。

	最高限度額	親族介護時の最低保障額
常時介護を要する者	<u>104,590 円</u> (104,970 円)	<u>56,710 円</u> (56,950 円)
随時介護を要する者	<u>52,300 円</u> (52,490 円)	<u>28,360 円</u> (28,480 円)

(2) 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料の最高限度額及び最低保障額について介護の程度に応じて以下のとおり変更すること。

	最高限度額	最低保障額
常時監視及び介助を要する者	<u>104,590 円</u> (104,970 円)	<u>56,710 円</u> (56,950 円)
常時監視を要し、随時介助を要する者	<u>78,440 円</u> (78,730 円)	<u>42,530 円</u> (42,710 円)
常時監視を要するが、通常は介助を要しない者	<u>52,300 円</u> (52,490 円)	<u>28,360 円</u> (28,480 円)

※ () 内は、現行額

3 施行期日

平成 18 年 4 月 1 日